

立 木 公 売 公 告

令和 5 年 3 月 2 3 日

分任契約担当官

上川中部森林管理署長 中村 昌有吉

次により立木の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書（案）、国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現場を熟覧のうえ入札して下さい。

- 1 入札物件の種類及び数量等
「立木公売物件総括表」のとおり

- 2 入札（開札）日時及び入札（開札）場所

- (1) 入札（開札）日時 令和 5 年 4 月 7 日（金曜日）

午前 1 0 時 0 0 分 開始

午前 1 0 時 0 0 分 締切即開札

- (2) 入札（開札）場所 旭川市神楽 3 条 5 丁目 3 番 1 1 号

上川中部森林管理署 会議室

- 3 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 森林管理局長から令和 2 年度から令和 6 年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。

- (4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政 338 号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経 第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- 4 入札

- (1) 入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。

- (2) 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。
（旧用紙を使用する場合は、「入札注意書」を「入札心得」と読み替えることとします。）

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

- (3) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

- (4) 郵便入札も受け付けます。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後５時までに到達するよう書留郵便をもって上川中部森林管理署へ送付して下さい。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

- (5) 入札参加資格を確認するため、有資格証明書の提示を求めることがあるので必ず携帯して下さい。
- (6) 錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

- 5 入札保証金及び契約保証金
免除します。

- 6 契約の締結
落札決定の日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

- 7 延納
1 件の売払代金が 150 万円以上、契約数量 1,000m³ 以上で所定の担保の提供があったものについては、12 箇月以内の延納を認めます。
ただし、官行造林又は数量が 1,000m³ 未満のものについては、6 箇月以内とします。

- 8 代金の納付(担保提供) 期限
契約締結日から 20 日以内とします。

- 9 契約の解除
買受人が契約条件を履行しないで解除したときは、契約代金（消費税相当額を含む）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として上川中部森林管理署長が指定する期限までに納付して頂きます。さらに、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

- 10 物件の引渡し
代金納入または延納担保提供の日から 15 日以内に引渡しを行います。

- 11 物件の搬出期間
各物件の搬出期間は「立木公売物件総括表」のとおり

- 12 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所

- (1) 上川中部森林管理署

旭川市神楽 3 条 5 丁目 3 番 1 1 号 電話 0 1 6 6 - 6 1 - 0 2 0 6

- (2) 北海道森林管理局 資源活用第一課

札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 7 0 番 電話 0 1 1 - 6 2 2 - 5 2 4 7

- 13 特約事項について

売買契約にあたり「別添 1」の特約事項を付すこととしますので、十分認識したうえで入札して下さい。

14 木質バイオマス証明について

本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

15 法令制限等について

- (1) 保安林の立木伐採、または搬出に係る作業行為の知事協議の状況は「立木公売物件総括表」のとおりです。

なお、協議期間満了までに事業を終了できない場合、更新手続は上川中部森林管理署で行いますが、事業の進行状況について照会することがありますのでご協力をお願いします。

- (2) 事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。

16 物件の現地案内

現地案内は省略します。

17 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得等については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に記載しております。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

18 その他詳細については、上川中部森林管理署業務グループにお問い合わせ下さい。

上川中部森林管理署
〒 070-8003 旭川市神楽3条5丁目3番11号
Tel. 0166 - 61 - 0206
050 - 3160 - 5745 (I P)

特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」及び「伐採及び搬出に係るチェックリスト」について事業地を所轄する森林官を経由のうえ森林管理（支）署に提出し、その内容について森林管理署長等の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請書」を提出し、森林管理署長等の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に「立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント」を森林官等を経由のうえ森林管理（支）署に提出すること。
- (3) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 別紙 1 「北海道森林管理局における主伐時の伐採・搬出指針」を遵守すること。
- (2) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (3) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路・森林作業道を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路・森林作業道がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね 10 度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね 14 度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は 3m とする。ただし、必要に応じて 0.5m 程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね 1.5m 程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
 - カ 溪畔周辺（溪畔周辺とは、常時水流のある溪流や河川（国有林野施業実施計画図や国土地理院の地形図（1/25,000）に掲載されている溪流、河川）、湖沼等の水辺（通常、増水や氾濫といった攪乱を直接受ける場所を含む）から概ね片側 25m を目安）における搬出路の作設は原則行わないものとし、やむを得ず作設する場合も横断のみに留め、溪畔内や溪畔沿いに長距離にわたって作設することは避けるものとする。
- (4) トラクタ集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業は除くものとする。
- (5) 搬出完了後に、作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (6) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (7) 伐採搬出に使用した搬出路・森林作業道については、事業終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障のないよう回復すること。
- (8) 森林管理署長等は、買受人が承認を受けた搬出路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の

設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じること。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署は銃猟安全対策を定めることから、狩猟期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 搬出期限

令和5年5月19日までに土場までの搬出を終了すること。

6 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道の除雪は買受者が実施すること。

北海道森林管理局における主伐時の伐採・搬出指針

本指針は、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整 1157 号林野庁長官通知（以下「林野庁長官通知」という。））に基づき、北海道森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件等を踏まえ、定めたものである。

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

なお、間伐時においても準用することとする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 搬出路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として搬出路と区別する）。
- (2) 土場とは、搬出路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 林地の崩壊の危険のある箇所、尾根筋等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整する。
- (2) 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- (3) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木は保残する。なお、これらの箇所に架線や搬出路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

4 搬出路・土場の計画及び施工

- (1) 林地保全に配慮した搬出路・土場の配置・作設

ア 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、搬出路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の搬出路・土場の配置を計画する。

イ 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて、道内において定着している集材方法も考慮し、路網と架線を適切に組み合わせる。

ウ やむを得ず搬出路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。

エ 搬出路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、搬出路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該

配置に係る計画の変更を行う。

オ 搬出路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。

カ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。

キ 搬出路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、搬出路・土場は溪流から距離をおいて配置する。

ク 搬出路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。

ケ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、搬出路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

コ 伐採する区域内のみで搬出路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、搬出路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

ア 搬出路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では搬出路・土場を作設しない。

イ 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では搬出路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

ア 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議を行う。

イ 搬出路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、搬出路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

ア 切土・盛土の量を抑えるために、搬出路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。

イ 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。

ウ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

ア 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。

イ 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でごまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 溪流横断箇所の処理

ア 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で搬出路の路面を一段下げる。

イ 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- (1) 搬出路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- (2) 搬出路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- (3) 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- (4) 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理する。
- (5) 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- (6) 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにならないうことを避ける。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

ア 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。

イ 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、搬出路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 搬出路・土場の整理

ア 搬出路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。

イ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。

ウ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、搬出路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林管理署長等と確認し、必要な措置を行う。

7 その他

- (1) 搬出路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、搬出路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- (2) 買受人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- (3) この指針については、林野庁長官通知の見直しを基に適宜見直しを行っていくものとする。